

参 考

あらかじめ定められている軽微な修正又は変更について

仮換地の指定を施行者限りで処理できる内容

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の仮換地の指定を軽微な変更として施行者限りで処理できる内容は、次に掲げる事項の範囲とする。

- ① 従前の宅地の地番、地目又は地積の変更によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- ② 所有権又は借地権等の移転によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- ③ 従前の宅地の合併によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- ④ 仮換地指定調書、通知書及び添付図の明らかな記載の誤りを訂正するもの。
- ⑤ 新たな借地権等の登記又は申告によるもので、その借地権等の存する宅地又はその部分が一筆の全部又は地主自用地の全部であり、仮換地について借地権等の目的となるべき宅地又はその部分が換地の全部又は地主自用地の全部となるとき。
- ⑥ 借地権等の消滅によるもので、借地権等の目的となるべき宅地の仮換地を定める必要がなくなったとき。
- ⑦ 従前の宅地の分割によるもので、分割された土地の区域が先に登記又は申告のあった借地権等の存する宅地の部分と合致し、仮換地の分割が借地権等の目的となるべき宅地の部分と合致するとき。
- ⑧ 仮換地の指定後において関係権利者から提出された仮換地交換願又は仮換地変更願等による換地の変更で、当該願出どおりのものであり、かつ、その変更の範囲が極めて小範囲であって他の換地に影響を及ぼさないものであるとき。
- ⑨ 転借権が存する場合は、各項に定めた借地権等の取扱いに準ずることとする。

平成7年3月15日（第12回土地区画整理審議会において決定）